

健保だより

スタンレー電気健康保険組合

平成29年度 決算のお知らせ

黒字ながらも
依然のしかかる医療費と
納付金の負担

●収入
33億5,996万2千円

●支出
27億6,765万4千円

●経常収支差引額
2億6,256万5千円



スタンレー健康保険組合の平成29年度決算が、去る7月13日開催の第139回組合会で承認されましたのでお知らせします。

当健保組合の平成29年度の決算は、収入33億5,996万2千円に対し、支出27億6,765万4千円、経常収支で2億6,256万5千円の黒字決算となりました。

高齢者医療を支える納付金や医療費の負担などにより、厳しい財政状況が続いていますが、今年度も引き続き財政の健全化に努めながら、皆さまの日々の健康づくりをサポートしてまいります。当健保組合では特定健診・特定保健指導をはじめとする各種健診事業を実施しております。皆さまにおかれましても、これらの保健事業をご活用いただきながら健康を守り、医療が必要なときには適正受診やジェネリック医薬品を積極的に利用していただくなど、限りある保険料を大切に使うために、ご協力のほどよろしくお願いたします。

平成29年度 収入支出決算概要

健康保険分

収入 (千円)		
保険料	2,984,269	
基本保険料	1,611,236	
特定保険料	1,373,033	
国庫負担金	765	
調整保険料	43,885	
繰入金	7,375	
国庫補助金収入	280,000	
特定健康診査等事業収入	8,310	
財政調整事業交付金	0	
雑収入	35,118	
雑収入	240	
合計	3,359,962	
経常収入合計	2,985,507	

支出 (千円)		
事務費	42,859	
保険給付費	1,252,572	
法定給付費	1,208,231	
附加給付費	44,341	
納付金	1,327,505	
前期高齢者納付金	622,751	
後期高齢者支援金	665,734	
その他の	39,020	
保健事業費	97,281	
還付金	973	
財政調整事業拠出金	43,656	
連合会費	1,180	
積立金	378	
雑支出	1,250	
合計	2,767,654	
経常支出合計	2,722,942	

決算残金	592,308千円
経常収支差引額	262,565千円

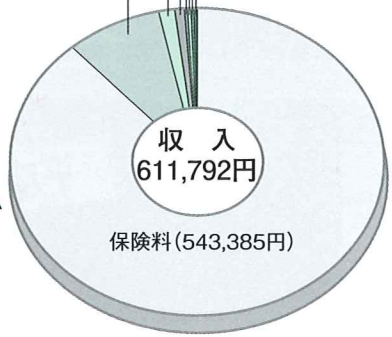
被保険者1人当たりで見ると

収入
611,792円

保険料 (543,385円)

財政調整事業交付金 (6,394円)
調整保険料 (7,991円)
繰入金 (50,983円)

国庫補助金収入 (1,513円)
繰越金 (1,343円)
国庫負担金 (139円)
雑収入 (44円)



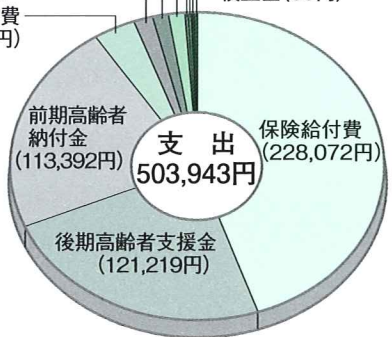
支出
503,943円

保険給付費 (228,072円)

前期高齢者納付金 (113,392円)
後期高齢者支援金 (121,219円)

その他納付金 (7,105円)
事務費 (7,804円)
財政調整事業拠出金 (7,949円)
保健事業費 (17,713円)

雑支出 (227円)
連合会費 (215円)
還付金 (178円)
積立金 (69円)



介護保険分

収入 (千円)		
保険料	303,683	
繰越金	331	
繰入金	25,000	
雑収入	3,546	
合計	332,560	

支出 (千円)		
介護納付金	315,837	
還付金	135	
積立金	0	
合計	315,972	

決算残金 16,588千円



●組合現況 (平成30年3月末現在)

- ◎被保険者数 5,514人 (男性 4,568人、女性 946人)
- ◎平均年齢 42.08歳 (男性 42.79歳、女性 38.68歳)
- ◎平均標準報酬月額 391,331円 (男性 412,899円、女性 283,066円)
- ◎健康保険料率 (調整保険料率含む)
1,000分の 90.0 (事業主 1,000分の45.0、被保険者 1,000分の45.0)
- ◎介護保険料率
1,000分の 14.4 (事業主 1,000分の7.2、被保険者 1,000分の7.2)

議員の交代がありました

※退任された方

理事 磯村 孝彦

※就任された方

理事 坂田 啓介

※ 敬称略

交通事故など第三者行為が原因の治療は 必ず健保組合に届け出てください

交通事故や飲食店で食中毒になったなど、加害者(第三者)の行為が原因のけがや病気も、健康保険で治療が受けられます。このような場合、健保組合は加害者に医療費を請求しますので、健康保険を使って治療する際には、必ず健保組合に届け出てください。

第三者行為

- 自動車事故でけがをした
- 自転車にぶつけられてけがをした
- 他人の飼い犬にかまれた
- 飲食店で食中毒になった
- 不当な暴力や傷害行為でけがをした など

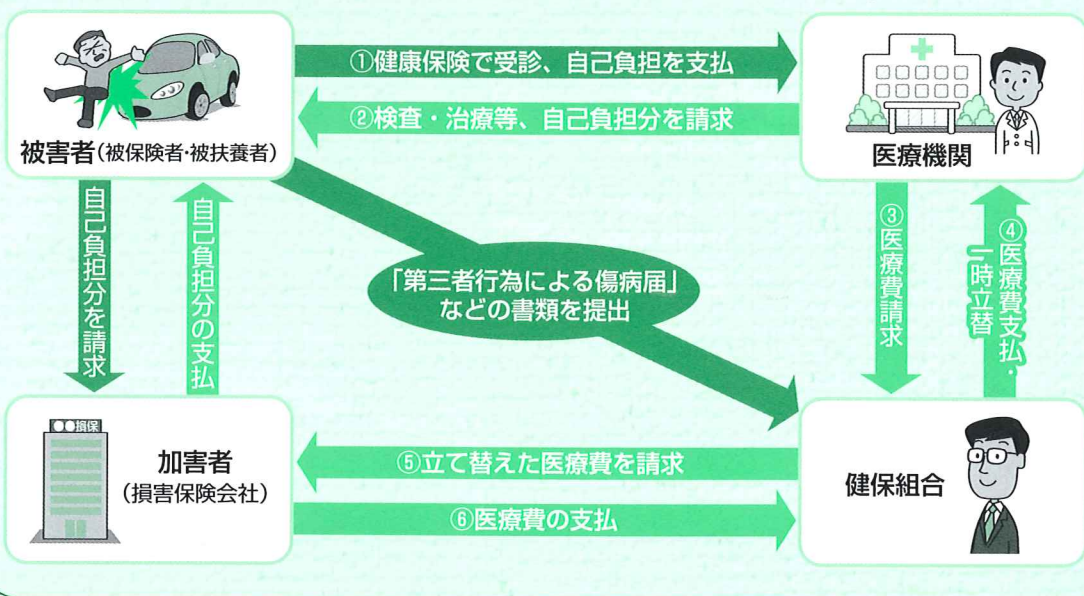
速やかに「第三者行為による傷病届」を提出

健保組合は、加害者に代わって一時的に医療費を立て替え、後日その医療費を加害者に請求します。そのために「第三者行為による傷病届」が必要です。これが提出されないと、健保組合は加害者に対して請求ができません。

示談は軽々にしない

示談で治療費を受け取ってしまうと、その後の後遺症などで治療が必要になっても健康保険が使えない事態が発生することもあります。示談をする場合は、事前に健保組合にご相談ください。

【医療費の流れ(健康保険で交通事故の治療をする場合)】



被扶養者(家族)の資格確認を行います

厚生労働省より「認定されている被扶養者(家族)がその後も被扶養者認定基準の要件を満たしているか否か」厳正かつ公平な再確認を行うよう指導を受けています(健康保険法施行規則第50条)。平成30年度は8月上旬ごろより行っています。

対象者 平成30年4月1日現在、18歳以上の被扶養者(家族)：保険証番号 1-6501 ~ 1-8400

確認方法 対象者には8月上旬より、「被扶養者確認調書」を被保険者宛に送付します。

必要事項を記入し捺印の上、調査票に記載の該当する書類(収入・無収入を立証する書類)を添付し、期日までに健保組合へご提出をお願いします。

(提出期限) 平成30年9月18日(火)必着

高額療養費の自己負担限度額の変更について

平成30年8月から、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わりました。また、同時に70歳以上の人の介護と医療費の1年間の自己負担限度額も変わりました。70歳未満の人はこれまでと変わりません。

70歳以上の人の自己負担限度額が変わりました

医療費が高額になった場合、1か月の自己負担限度額を超えた分は高額療養費として払い戻しが受けられます。その自己負担限度額について、70歳以上の人の額が平成30年8月から変わります。70歳未満の人は変更ありません。

70歳以上の人の介護と医療費の合計の1年間の自己負担限度額が変わりました

医療費と介護保険の自己負担の合計が1年間の自己負担限度額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として払い戻しが受けられます。計算は毎年8月から翌年7月までの1年間の合計で行われます。平成30年8月から、70歳以上の人の自己負担限度額が変わります。

70歳以上75歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額

平成30年7月まで

所得区分	1か月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

平成30年8月以降

所得区分	1か月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当 140,100円]	
標準報酬月額53万円~ 標準報酬月額79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当 93,000円]	
標準報酬月額28万円~ 標準報酬月額50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]	
標準報酬月額26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

区分の見直し

限度額の引き上げ

70歳以上75歳未満の人の高額介護合算療養費の自己負担限度額

平成30年7月まで

所得区分	70歳以上75歳未満
標準報酬月額83万円以上	670,000円
標準報酬月額53万円~ 標準報酬月額79万円	
標準報酬月額28万円~ 標準報酬月額50万円	
標準報酬月額26万円以下	
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	310,000円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円

平成30年8月以降

所得区分	70歳以上75歳未満
標準報酬月額83万円以上	2,120,000円
標準報酬月額53万円~ 標準報酬月額79万円	1,410,000円
標準報酬月額28万円~ 標準報酬月額50万円	670,000円
標準報酬月額26万円以下	560,000円
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	310,000円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円

限度額の引き上げ